

6月は「環境月間」です

誰もが気持ちよく

暮らせる美しいまちへ

環境問題はこれからの地球にとってますます大切な問題です。環境についてみなさんもこの機会に考えてみませんか。

町では、町民のみなさんの協力のもと、町民一斉清掃や不法投棄対策、地球温暖化対策などさまざまな事業に取り組んでいます。

その中でも苦情や問い合わせが多く寄せられる不法投棄、ごみの出し方、犬の飼い方についてお知らせします。

ごみの不法投棄

多くのみなさんはルールを守って処理されていると思いますが、「処分や分別が面倒、お金がもったいない」などルールを無視した自分勝手な理由で、河川敷や山林などにごみを捨てる企業や個人がいます。この行為が「不法投棄」

と呼ばれるものです。不法投棄は立派な犯罪行為であり、不法投棄を行った者は法律により厳しく罰せられます。

不法投棄を無くすには

不法投棄防止に効果があるのは、みなさんの監視の目です。自分たちのまちをみんなで監視し、お互いに町の環境を守る意識が大切です。ごみがあると更にごみを呼び生活環境を悪化させます。日頃から近所の清掃や見回りなどで、不法投棄をさせない環境づくりをしましょう。

不法投棄を発見した場合、健康福祉課または須賀川警察署へご連絡ください。

◆問い合わせ先
健康福祉課 ☎62-2115
須賀川警察署 ☎75-2121

ごみの出し方

町では、ごみの減量とリサイクルを進めるため、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源物」などに分別してごみステーションで収集しています。粗大ごみ（大きさ60cm以上のもの）の収集は、各地区ごとに年4回、月曜日に行っています。粗大ごみの収集日及び収集場所は各行政区によつて異なります。また、各地区で資源物の資源回収を行う場合は、積極的に出すようにしましょう。

家電リサイクル

テレビ、洗濯機、冷蔵庫
エアコン、衣類乾燥機、冷凍庫
の6品目は、町では回収しませんので、販売店などに処分を依頼してください。

犬の飼い方について

自分の家の前に犬のフンが放置されていたらどう思いますか。飼い犬のフンを放置し、後始末をしない行為が、周囲の人を困らせたり不愉快な気持ちにさせてしまいます。飼い主のみなさんの心がけと協力があれば犬のフンの問題は改善できます。

みなさんがお互いに気持ちよく暮らせる快適な環境と美しいまちづくりのため、犬を散歩させるときは、マナーを守るようご協力をお願いします。



中学校卒業までの児童を養育している方へ 児童手当現況届および 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

児童手当現況届について

6月分以降の児童手当を受けるためには現況届の提出が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

【現況届に必要な書類】

対象者	必要なもの
受給者全員	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当現況届 受給者本人の健康保険被保険者証の写し（国民健康保険被保険者証をお持ちの方は不要） 振込指定口座を変更したい場合は変更希望の通帳のコピー
平成27年1月1日時点で鏡石町に住民登録をされていなかった方	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度所得証明書（平成26年分） ※平成27年1月1日時点で住民登録をされていた市町村での発行となります。

提出期限：6月30日(火)

現在児童手当を受給している対象者の方に申請書を郵送しますので、必ずご確認ください。
※期限までに提出がないと6月以降の手当が差し止めとなる場合がありますので、ご注意ください。



子育て世帯臨時特例給付金について

子育て世帯を対象に子育て世帯臨時特例給付金を支給します。子育て世帯に対して、消費税率引上げの影響等を踏まえ、臨時特例的な措置として実施されるものです。

●支給対象者

鏡石町から平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）を受給される方（現況届を提出された方）が対象です。
※特例給付：児童手当を児童1人につき月額5,000円受給されている方

●支給額

対象児童1人につき3,000円

●基準日

平成27年5月31日

●申請方法（受付開始は6月中旬を予定）

鏡石町から児童手当を受給している方には、児童手当現況届の用紙と一緒に子育て世帯臨時特例給付金の申請書を郵送いたしますので、併せて申請してください。
公務員の方は基準日（平成27年5月31日）に住民票がある市町村での申請となるため、詳しくは各市町村へお問い合わせください。（勤務先から案内がありますので、そちらでご確認ください）



●申請・問い合わせ先 健康福祉課 ☎62-2115